

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は市場や取引先から高い評価を得られる経営を通じて企業価値を創造し、株主をはじめとした利害関係者に対する公正で透明性の高い経営を最優先に据え、コーポレート・ガバナンスを充実することにより、企業価値の最大化に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アミー・コーポレーション株式会社	2,686,160	18.70
大成温調取引先持株会	1,579,000	10.99
水谷 日出夫	1,112,615	7.75
河村 和平	803,440	5.59
大成温調従業員持株会	793,164	5.52
河村 直美	250,000	1.74
小川 恭弘	182,000	1.27
青木 錠衛	180,000	1.25
和田 ふみ子	150,000	1.04
株式会社みずほ銀行	146,250	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に、また、必要に応じて会合を設け、監査計画、監査実施状況及び監査結果についてお互いに情報交換並びに意見交換を行っております。また、内部監査室は監査役と協力し監査計画に基づき業務執行活動の全般についての業務監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
杉山 博康	他の会社の出身者								○	
大久保 和正	学者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
杉山 博康	○	独立役員に指定しております。	長年の金融機関勤務により培われた経験に基づいた見識を有しており、また、当社とは利害関係のない見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるため選任いたしました。

大久保 和正



独立役員に指定しております。

長年にわたり財務省(旧大蔵省)の要職を歴任されその豊富な経験に基づいた見識を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるため選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等の額の一部は、業績に応じて支給する業績連動型役員賞与とし、さらにその一部については新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとして付与することとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、かつ当社株主との利益意識を共有し、長期的な企業価値向上への動機づけを一層明確にするため取締役、及び執行役員を株式報酬型ストック・オプション付与の対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成25年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりであります。

取締役に支払った報酬 243,226千円

監査役に支払った報酬 20,400千円(うち社外監査役9,900千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、経済情勢、経営状況及び従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
なお、各役員の報酬等の額は、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は取締役会へ参加し、取締役会開催時には管理本部より事前に取締役会の議題及びその内容に関して連絡をしております。また、重要な事実の発生及び取締役会決議以外の決定事項に関しててもその旨を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理及び、コンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性並びに財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。そのため、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定及び業務の執行の監督を行う一方、取締役を中心メンバーとした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

また、監査役3名(うち2名は社外監査役)は、取締役会の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化に努めております。さらに、複数の弁護士事務所と顧問契約を交わし法律的問題が発生した場合には適時判断、助言を受けており、コンプライアンスの強化に努めています。
会計監査人である太陽ASG有限責任監査法人からは、当社グループの期末決算時における監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役3名(うち2名は社外監査役)は、取締役の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化に努めています。
上述の様に監査役による、第三者の視点でのチェックを受けており経営の監視機能面で十分な体制が整っているためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報等の公表資料、決算短信、報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報戦略室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO9001及びISO14001認証継続による技術レベルの向上、環境対策の強化

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理及び、コンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性並びに財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。そのため、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定及び業務の執行の監督を行う一方、取締役会を中心メンバーとした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

また、監査役3名(うち2名は社外監査役)は、取締役会の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化に努めております。さらに複数の弁護士事務所と顧問契約を交わし法律的問題が発生した場合には適時判断、助言を受けており、コンプライアンスの強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、会社全体として速やかに対応してまいります。また、「反社会勢力との対応要領」を社内電子掲示板に掲載し、社員の周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社は金融商品取引法および株式会社大阪証券取引所の定める規則等に則り、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な会社情報を適時に開示することに努めております。開示情報につきましては、TDnetによる情報開示の他、当社ホームページへの掲載による情報開示を行っております。

管理本部長を会社情報の適時開示の管理責任者とし、開示情報の一元管理を行っております。
管理本部長は、取締役会、経営会議および部門長会議等の社内における重要会議に出席し、常に社内の重要な事実情報の把握に努めています。また、適時開示に相当する情報の発生が見込まれるときは、当該情報を取り扱う部門責任者および子会社の責任者が管理本部長に報告することとしております。

